

第 1 社会福祉法人制度の概要

1. 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、社会福祉法に定める第一種又は第二種社会福祉事業を行うことを目的としないものは、社会福祉法人とはなり得ません。

ただし、その経営する社会福祉事業に支障のない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うのに必要な資産を備えなければなりません。原則として実施する事業に必要な土地・建物等の不動産などを有する必要があります。

また、組織として評議員会（理事の員数を超える数の評議員で構成）、理事会（6人以上の理事で構成）及び監事（2名以上）並びに評議員を選任する外部委員参加機関（評議員選任・解任委員会など）を置かなければなりません。この他、特定社会福祉法人（事業規模が社会福祉法施行令で定める基準を超える社会福祉法人）は、会計監査人も置かなければなりません。

2. 社会福祉法人の性格

社会福祉法人は、平成18年改正前の民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、公益性と非営利性が求められます。

また、非営利法人であることから、営利を目的とするものであってはならず、解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選出されたものに帰属するよう定款に定めなければなりません。これによっても処分されない残余財産は国庫に帰属します（社会福祉法人設立時の寄附者の持ち分は認められません）。

なお、公益性が高く、非営利事業を行うものであることから、法人税、市町村民税、都道府県民税、事業税などが原則非課税となっているなど、税制面で優遇を受けています。

社会福祉法人は、個人の尊厳の保持を旨とした良質かつ適切な福祉サービスを提供しつつ法第3条>、福祉サービスを利用者の意向を十分に尊重し、地域住民との連携を図り、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、総合的に提供することができるような事業の実施に努めなければなりません<法第5条>。また、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないものとされています<法第24条I>。

さらに、社会福祉法人が大半の収入とする社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については税や保険料等の公費によって賄われており、社会福祉法人の支出内容や支出に当たっての手続きについても透明性が求められます。

以上の適正な事業経営及びその透明性を確保するため、社会福祉法人は所轄庁からの指導監督を受けることとなっており、法令に違反したり、運営が著しく適正を欠く場合は、所轄庁から改善勧告、改善命令、業務停止命令、解散命令などが発せられることになります<法第 56 条>。

このたび、社会福祉法人を取り巻く環境の変化（社会情勢・地域社会の変化、社会福祉制度の変化）や公益法人制度改革の実施を踏まえ、以下の点を踏まえた社会福祉法人制度改革が行われました。

- ① 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置、各機関に係る規定の整備、会計監査人の導入等）
- ② 事業運営の透明性の向上（閲覧関係書類の拡大、財務諸表・現況報告書に係る規定の整備等）
- ③ 財務規律の強化（関係者への特別な利益供与の禁止、社会福祉充実残額の算定、社会福祉充実計画策定等）
- ④ 地域における公益的な取組を行う責務（制度や市場原理では満たされない福祉ニーズへの対応等）

今後の社会福祉法人は、制度改革後の法令、通知等を遵守して運営を行うとともに、事業を実施する地域において、既存の福祉制度では解決できない福祉ニーズへの対応が求められているものと言えます。

3. 事業の必要性

社会福祉法人の設立後直ちに行うことのできない社会福祉事業を目的として法人を設立することはできません（将来的に実施したいと考えている事業をあらかじめその法人の目的として掲げることとはできません）。

各種福祉サービスの実施や施設整備計画の立案や策定にあたっては、事前に尼崎市の各福祉関係課や施設整備担当課と十分に協議しておく必要があります。

なお、設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の社会福祉法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設置する必要性が認められることが条件となります。

4. 地域における公益的な取組

社会福祉法人は、法第4条（地域福祉の推進）の趣旨を踏まえ、個人の尊厳の保持を旨とし、良質かつ地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業に支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められています（法第24条Ⅱ）。

〔参 考〕＜公益的取組通知＞

「地域における公益的な取組」の内容

（1）法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

（2）「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

（3）「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるができるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続

すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

第2 社会福祉事業

社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいいます<法第2条Ⅰ>。

1. 第一種社会福祉事業<法第2条Ⅱ>

- ① 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ② 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ③ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を営する事業
- ⑤ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設を営する事業
- ⑥ 授産施設を営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

2. 第二種社会福祉事業<法第2条Ⅲ>

- ① 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ② 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- ③ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ④ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を営する事業
- ⑤ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に規定する養子縁組あっせん事業
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を営する事業
- ⑦ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護

支援センターを経営する事業

- ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- ⑨ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑩ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑪ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ⑫ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ⑬ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- ⑭ 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- ⑮ 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（１－①～⑥及び２－①～⑭の事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
- ⑯ 以上の事業（１－①～⑥及び２－①～⑮）に関する連絡又は助成を行う事業

〔参 考〕＜法第２条Ⅳ＞

社会福祉事業に含まれないもの

- ① 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- ② 実施期間が６月（２－⑯に掲げる事業にあつては、３月）を超えない事業
- ③ 社団又は組合の行なう事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- ④ １－①～⑥及び２－①～⑫の事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行なうものにあつては５人、その他のものにあつては２０人（政令で定めるものにあつては、１０人）に満たないもの
- ⑤ ２－⑯に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行なうものであつて、助成の金額が毎年度５００万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度５０に満たないもの

第3 社会福祉法人の行う事業等

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができますが、各事業は次のようなものでなければなりません。

1. 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること<審査基準>。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条（福祉サービスの基本的理念）、第4条（地域福祉の推進）及び第5条（福祉サービスの提供の原則）の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること<審査基準>。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること<審査基準>。
- (4) 法人設立後直ちに行うことのできない事業を目的として法人を設立することはできないこと（将来的に実施したいと考えている事業をあらかじめその法人の目的として掲げることはできない）。
- (5) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと<審査基準>。

[参 考] <審査要領>

地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2. 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること<審査基準>。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）<審査基準>。
 - ① 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - ② 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ③ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - ④ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - ⑤ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - ⑥ 子育て支援に関する事業
 - ⑦ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ⑧ ボランティアの育成に関する事業
 - ⑨ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健

福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)

⑩ 社会福祉に関する調査研究等

[参 考] <審査要領>

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く）。

- (1) 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
なお、居宅介護支援事業等を特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（(3)を除く。）
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。
また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること<審査基準>。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること<審査基準>。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと<審査基準>。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること<審査基準>。

3. 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること<審査基準>。

[参 考] <審査要領>

次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、

社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。

- ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲内に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること<審査基準>。

[参 考] <審査要領>

次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連営業
- イ 高利な融資事業
- ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること<審査基準>。

- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること<審査基準>。

[参 考] <審査要領>

次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと<審査基準>。

4. 社会福祉法人の名称等（尼崎市以外での事例については、各所轄庁へ問い合わせてください）

- (1) 宗教色の強い名称を法人の名称に用いることは差し控えること。
- (2) 近隣府県に既にある法人や施設等と同一の名称を使用することは極力避けること。全国的に使用されている名称についても極力避けること。使用する場合は当該同一名称を使用している法人と争いにならないよう、十分配慮すること。
- (3) 法人事務所の所在地と施設（事業）の所在地は、原則として一致していること。一致していない場合でも、尼崎市内に主たる事務所を定めること。

5. 社会福祉法人の定款

- (1) 定款は事業内容、評議員・役員員の員数、評議員会・理事会の運営、基本財産等を定めた各社会福祉法人の根幹となる規程であることに留意すること。
- (2) 定款の内容は、別添の社会福祉法人定款例（「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日障第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、

社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知の別紙2)を参考にして定めること。

(3) 定款の必要的記載事項は、次のとおりであること<法第31条I>。

- ① 目的 ② 名称 ③ 社会福祉事業の種類 ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項 ⑥ 役員の定数その他役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項 ⑧ 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項 ⑩ 会計に関する事項
- ⑪ 公益事業を行う場合には、その種類 ⑫ 収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬ 解散に関する事項 ⑭ 定款の変更に関する事項 ⑮ 公告の方法

(4) 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めること。設立当初に会計監査人を置く場合は、会計監査人も定めること<法第31条III・IV>。

(5) 定款の変更は、評議員会の決議によること。また、所轄庁から定款変更の認可を受けなければその効力を生じないこと<法第45条の36I・II>。ただし、事務所所在地の変更、基本財産の増加及び公告の方法の変更については評議員会の決議によってその効力を生じ、所轄庁へは定款変更の届出を行うことで足りる<法第45条の36II、施行規則第4条>。定款変更については尼崎市が作成している「社会福祉法人定款変更の手引き」を参照。

(6) 新たな事業を実施するためには、事業開始前に定款の変更認可が必要となることに留意すること。このため、事業を開始する前から定款変更の事前協議に入り、事業開始予定日の1か月前を目途に定款変更認可申請を行うこと。

(7) 社会福祉法人が租税特別措置法第40条の適用を受ける場合、定款に同法に定める要件を定めなければならないこと。この場合、親族等特殊関係者、評議員会及び理事会の議決内容及び要件等が同法の適用を受けない場合に比べて厳しくなるので、留意すること。なお、同法の適用を受けるかどうかは各社会福祉法人の判断となり、所轄庁が一律に指導するものではないこと<租税特別措置法第40条、定款変更取扱事務連絡>。

※ 租税特別措置法第40条の適用を受ける社会福祉法人定款例については所轄庁に問い合わせてください。

6. 社会福祉法人の登記

(1) 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならないこと<法第29条I>。

(2) 上記により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないこと。<法第29条II>

第4 社会福祉法人の資産の要件及び解散等

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。社会福祉法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限り）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限り）に区分されます。

1. 資産の所有等

(1) 原則

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する社会福祉法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと＜審査基準＞。

[参 考] <審査要領>

(1) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。

(2) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

(2) 特 例

① 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと＜審査基準＞。

[参 考] 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」の取扱い

1 要件緩和の内容

特別養護老人ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外にも拡大すること。

なお、特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、

これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

② 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないことと審査基準。

〔参 考〕「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の取扱い

1 地域活動支援センターの経営を目的とする社会福祉法人を設立する場合の資産要件等

地域活動支援センターの経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているものとする。

（１）基本財産については、原則として、地域活動支援センターの用に供する不動産（以下、「施設用不動産」という。）のすべてについて所有権を有していること。

ただし、1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

（２）地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所管庁が認めること。

（３）一都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域活動支援センターを経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

（１）１に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。）

③ 移動支援事業

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する共同生活援助を地域活動支援センターの経営と併せて行うことについては、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものであれば、上記②と③を併せて読むことによりこれを行っても差し支えないものであること。

（２）公益事業又は収益事業については、１に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所管庁が当該法人の

行う社会福祉事業に支障がないと認めるときは、これを行うことができるものとする。

③ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 669 号・社援第 2028 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと＜審査基準＞。

〔参 考〕「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」の取扱い

1 要件緩和の内容

福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、福祉ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

④ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉部長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと＜審査基準＞。

〔参 考〕「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の取扱い

1 要件緩和の内容

（1）既設法人（第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち放課後児童健全育成事業、保育所を営む事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

① 障害児通所支援事業所

② 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）

③ 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）

- ④ 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
- ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

⑤ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと<審査基準>。

[参 考]「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」の取扱い

第 1 要件緩和の内容

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第 1 種社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げるものに限る。)又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

(1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。

(2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成 16 年 12 月 13 日社援発第 1213003 号・老発第 1213001 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと＜審査基準＞。

[参 考]「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」の取扱い

1 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」について

指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）に規定する「サテライト型居住施設」（以下「サテライト型居住施設」という。）を設置しようとする社会福祉法人は、3 に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）別紙 1 の第 2 の 1 の（1）の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。この場合において、当該サテライト型居住施設に併設する老人短期入所施設についても、その用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

2 構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設設置事業」について

地方公共団体が、その設定する法第 2 条第 1 項に規定する構造改革特別区域内において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 30 条に規定する身体障害者療護施設若しくは同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 21 条の 6 に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設（これらの施設のうち、通所による支援のみを行うものを除く。以下「施設本体」と総称する。）の設置者が当該施設本体の入所者を支援するために設ける施設であって当該施設本体と一体的に運営するものについて、次に掲げる基準を満たしていることを認めて法第 4 条第 8 項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る当該施設（以下「サテライト型施設」という。）を設置しようとする社会福祉法人は、3 に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）別紙 1 の第 2 の 1 の（1）の規定にかかわらず、サテライト型施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

（1）施設本体との密接な連携を確保しつつ、施設本体とは別の場所で運営すること。

（2）当該施設の入所者とその家族及び地域住民との交流等の機会が日常的に確保される地域に設置すること。

（3）入所定員が 4 人以上 20 人未満であって、施設本体の入所者数を下回るものであること。

(4) 居室については、次に掲げる基準を満たすものであること。

イ 定員が1人であること。ただし、入所者の支援に必要と認められる場合は2人とすることができる。この場合においては、施設本体が身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設の場合にあつては身体障害者更生援護施設の設置及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第15条第2項第2号、施設本体が知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の場合にあつては知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第25条第2項第2号に規定する静養室を、別に設けなければならない。

ロ 一の居室の床面積が10.6平方メートル以上であること。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

ハ 入所定員が8人以上の場合にあつては、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）等により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）を設けるものとする。一のユニットの入所定員は7人以下とする。

(5) 常に1人以上の常勤の生活支援員等入所者の支援を適切に行うことができる従業員を置くこと。

3 社会福祉法人がサテライト型居住施設又はサテライト型施設を設置しようとする場合において、当該施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けてこれを設置するための要件

(1) 当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設の設置により、当該社会福祉法人が設置するサテライト型居住施設及びサテライト型施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業及び同条第4項に規定する事業のうち、利用者を入所させて保護を行うものに係る施設をいう。）の定員の合計数の2分の1を超えないこと。

(2) 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

(3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

⑦ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上である者に限る。）を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱い（⑤の〔参考〕を参照）として差し支えないこと＜審査基準＞。

⑧ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設で

ある地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成 28 年 7 月 27 日社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知) に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと<審査基準>。

[参 考]「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」の取扱い

1 要件緩和の内容

特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下同じ。)を設置しようとする社会福祉法人は、次に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老第 794 号、児発第 908 号)別紙 1 の第 2 の 1 の(1)の規定にかかわらず、当該特別養護老人ホームの用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。この場合において、当該特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設についても、その用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(1) 当該特別養護老人ホームが設置される地域が都市部地域(国勢調査における人口集中地区であって今後人口増加が見込まれる地域等、特別養護老人ホームの整備の必要性が高いが土地の取得が困難であると当該特別養護老人ホームが設置される市区町村が認める地域をいう。以下同じ。)であること。

(2) 入所施設(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業及び同条第 4 項に規定する事業のうち、利用者を入所させて保護を行うものに係る施設をいう。以下同じ。)を営んでいる既設の社会福祉法人であること。

(3) 当該特別養護老人ホームの用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する全ての入所施設の定員の合計数(貸与を受けている施設の定員の合計数を含む。)の 2 分の 1 を超えないこと。

(4) 当該特別養護老人ホームが設置される都道府県(当該都道府県と隣接する都道府県を含む。)において、既に当該社会福祉法人が他の特別養護老人ホームを営んでいること。

(5) 貸与を受けている不動産について、当該特別養護老人ホームを営む事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。この場合において、建物の賃貸借期間は 30 年以上とすること。

(6) 当該社会福祉法人の経営状況が安定していること。

(7) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源として 1,000 万円以上に相当する資産(現金、預金又は確実な有価証券に限る。)が確保されていること。

(8) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該社会福祉法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

2 建替えを行うために一時的に貸与を受けて特別養護老人ホームを営む場合の 1 の要件緩和の

特例

既に経営している特別養護老人ホーム（以下「既存特養」という。）を建て替えるために、当該建替えが終了するまでの間、一時的に貸与を受けて当該特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、1にかかわらず、当該建替えが終了するまでの間、1（3）、（4）及び（5）後段の要件は適用しない。

3 老朽化による移転に伴い貸与を受けて特別養護老人ホームを経営する場合の1の要件緩和の特例

既存特養を老朽化に伴い移転するに当たって、貸与を受けて当該特別養護老人ホームを設置しようとする場合（移転先で貸与を受けることで1（3）の要件を満たさなくなる場合に限る。）において、次に掲げる要件を満たすときは、1にかかわらず、当該特別養護老人ホームについては、1（3）及び（4）の要件は適用しない。

（ア）当該特別養護老人ホームの設置される地域及び既存特養の設置されている地域が、次に掲げる都府県の都市部地域であること。

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県

（イ）当該特別養護老人ホームが、本通知の施行日から起算して10年を経過する日までの間に設置されるものであること。

（ウ）1億円以上の資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していること。

（3）社会福祉事業を行うための所有不動産については、基本財産として定款に記載し、その所有権の登記をしなければならないこと。定款の記載は不動産登記簿の表示と同一とすること。

また、基本財産以外の所有不動産についても、その所有権の登記を行うこと。

（4）社会福祉法人設立当初において建設を開始する又は建設中の建物については、定款への記載ができないため、建物竣工後に所有権の登記を行った後、速やかに基本財産追加に係る定款変更の届出を行う必要があること。

2. 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限り）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限り）とすること<審査基準>。

（1）基本財産

① 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること<審査基準>。

基本財産の処分又は担保提供は、定款において制限が課せられているところであり、必要やむを得ない場合は、財産処分や資金の借入れが決定した後に形式的に行われることがないよう、必ず事前に所轄庁に対して協議を行い<審査基準>、財産処分や担保提供予定日の1月前を目途に所轄庁に承認申請を行うこと。

[参 考] <審査要領>

社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。

- ② 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円（平成12年11月30日以前に設立された法人の場合には、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有していなければならないこと＜審査基準＞。

〔参 考〕＜審査要領＞

「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

- ③ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること＜審査基準＞。

④ 特 例

ア 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）

（以下、「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと＜審査基準＞。

〔参 考〕「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の取扱い

1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等

居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）をいう。以下同じ。）の経営目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りるものとする。

- ① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受け

ていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 居宅介護等事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。

① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業

② 障害児通所支援事業又は老人デイサービス事業

③ 重度障害者等包括支援

④ 移動支援事業

⑤ 地域活動支援センターを経営する事業

なお、公益事業又は収益事業については、1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとする。

イ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合

「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 14 年 8 月 30 日社援発第 0830007 号・老発第 0830006 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと＜審査基準＞。

[参 考]「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の取扱い

1 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産

共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りるものとする。

① 5 年（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には 3 年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 共同生活援助事業等と併せて行うことができる事業

1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援に限る。）又は障害児通所支援事業を営む事業
- ③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援又は自立生活援助に限る。）
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとする。

ウ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合

「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成 15 年 5 月 8 日社援発第 0508002 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと＜審査基準＞。

[参 考]「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」の取扱い

1 訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産

訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合において、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産とすることで足りることとする。

- ① 5 年（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦した場合においては 3 年）以上にわたって、訓練事業の経営の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。
- ② 一の都道府県の区域内のみにおいて事業を実施すること。

2 訓練事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲

1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、訓練事業の経営のみを行うものとする。

なお、公益事業又は収益事業については、1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う訓練事業に支障がないと認める場合には、これを行うことができるものとする。

エ アからウまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

（2）その他財産

- ① 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること＜審査基準＞。

- ② その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること<審査基準>。
- ③ 年間事業予算を精査した上で、余裕を持った運転資金を確保すること。

[参 考] <審査要領>

法人を設立する場合にあつては、必要な資産としてその他財産のうちに当該法人の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12 分の 2 以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと<審査基準>。

3. 資産の管理

- (1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと<審査基準>。

- ① 価値の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

- (2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が 2 分の 1 を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること<審査基準>。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。
- ② 社会福祉法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。
- ③ 未公開株の抛出（額）が社会福祉法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

- (3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めない

ようにする必要があること＜審査基準＞。

[参 考] ＜審査要領＞

(1) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。

(2) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について充分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。

(3) (1) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。

(4) (1) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。

ア 名称 イ 事務所の所在地 ウ 資本金等 エ 事業内容

オ 役員の数及び代表者の氏名 カ 従業員の数

キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合

ク 保有する理由 ケ 当該株式等の入手日

コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

4. 残余財産の帰属

解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人（社会福祉法人に限定することも可能）のうちから選出されたものに帰属する旨定款に定めること＜法第31条Ⅵ・第47条Ⅰ、定款例＞。

これにより処分されない財産は、国庫に帰属するものであること＜法第47条Ⅱ＞。

5. 社会福祉法人の解散及び合併

社会福祉法人の解散及び合併の概要については以下のとおりです。詳細については所轄庁にお問い合わせください。

[参 考]

1. 社会福祉法人の解散

社会福祉法人は次の事由によって解散する＜法第46条Ⅰ＞。

- ① 評議員会の決議
- ② 定款に定めた解散事由の発生
- ③ 目的たる事業の成功の不能
- ④ 合併（合併により社会福祉法人が消滅する場合に限る）
- ⑤ 破産手続開始の決定

⑥ 所轄庁の解散命令

①③の事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない<法第 46 条Ⅱ、施行規則第 5 条>。

②⑤の事由により解散した場合は、清算人は遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない<法第 46 条Ⅲ>。

なお、社会福祉法人が債務についてその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事は直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない<法第 46 条の 2 Ⅱ>。

社会福祉法人が解散した場合は、清算をしなければならない（④の事由で解散した場合及び⑤の事由で破産手続きが終了していない場合を除く）<法第 46 条の 3>。清算が終了するまでは清算法人として清算の目的の範囲内においてなお存続するものとみなされる<法第 46 条の 4>。

清算法人は、債権者に対し、2 月以上の期間を定め、その期間内に債権を申し出る旨、官報に公告しなければならない<法第 46 条の 30>。

清算法人は、清算事務が終了したときは決算報告を作成し、評議員会の承認を受けなければならない（清算人会設置法人においては評議員会の承認前に清算人会の承認を受けなければならない）<法 47 条の 2、施行規則第 5 条の 10>。また、清算法人の清算人は清算終了の届出を所轄庁に行わなければならない<法 47 条の 5>。

2. 社会福祉法人の合併

社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。この場合、合併をする社会福祉法人は合併契約を締結しなければならない<法第 48 条>。

合併については、次の 2 種類がある。

（1）吸収合併

合併により、吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務の全部を承継させることをいう<法第 49 条>。合併に当たっては、吸収合併消滅社会福祉法人、吸収合併存続社会福祉法人とも評議員会において吸収合併契約の承認を受けなければならない<法第 52 条、第 54 条の 2>。吸収合併は所轄庁の認可がなければその効力を生じない。吸収合併は吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによってその効力を生じる。吸収合併の登記の日をもって、吸収合併存続社会福祉法人は吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務を承継する<法第 50 条、施行規則第 6 条>。

なお、吸収合併消滅社会福祉法人は上記 1 の解散をすることになる。清算手続きは不要だが、吸収合併消滅社会福祉法人は、吸収合併の所轄庁の認可があったときには債権者に対し、2 月以上の期間を定め、吸収合併する旨、吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所、吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類に関する事項並びにその期間内に異議を申し出る旨、官報に公告しなければならない<法第 53 条、施行規則第 6 条の 3>。

（2）新設合併

2 以上の社会福祉法人が合併し、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務を合併により設立する社会福祉法人に承継させることをいう。この場合、新設合併契約において次の事項を定めなければならない<法第 54 条の 5>。

- ① 新設合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
- ② 新設合併設立社会福祉法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- ③ ②のほか、定款で定める事項（法 31 条 I 各号に掲げる事項）
- ④ 新設合併がその効力を生じる日
- ⑤ 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

合併に当たっては、新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会において新設合併契約の承認を受けなければならない（法第 54 条の 8）。新設合併は所轄庁の認可を受けなければその効力を生じない。新設合併は新設合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによってその効力を生じる。新設合併の登記の日をもって、新設合併設立社会福祉法人は新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務を承継する（法第 54 条の 6、施行規則第 6 条）。

なお、新設合併消滅社会福祉法人は上記 1 の解散をすることになる。清算手続きは不要だが、新設合併消滅社会福祉法人は、新設合併の所轄庁の認可があったときは債権者に対し、2 月以上の期間を定め、新設合併する旨、他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所、新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項及びその期間内に異議を申し出る旨、官報に公告しなければならない（法第 54 条の 9、施行規則第 6 条の 10）。

第5 施設整備時の留意事項

社会福祉施設の整備を行おうとする場合は、次の点に留意してください。

1. 事業の必要性

各種福祉サービスの実施や施設整備計画の立案や策定にあたっては、事前に尼崎市の各福祉関係課や施設整備担当課と十分に協議しておく必要があります。

2. 資金計画

- (1) 寄附予定者は、社会福祉法人（設立準備会）との書面による贈与契約を締結すること＜審査要領＞。
- (2) 社会福祉法人設立の認可申請時には、契約書の写し及び寄附予定者の印鑑登録証明書を添付すること＜審査要領＞。
- (3) 寄附者の寄附が確実に行われることの証明書類として、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書、資産証明書等の写しを添付すること＜審査要領＞。なお、寄附予定者の預金残高証明書が複数ある場合は、それぞれの残高証明に係る「現在」の年月日は、同一日であること。
- (4) 企業等団体からの寄附の場合は、当該団体として機関決定がされたことを証する書類（社員総会議事録等）を添付すること。
- (5) 社会福祉法人設立時の運転資金の確保について
 - ① 社会福祉法人を設立する場合にあつては、必要な資産として運用財産のうちに当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないが、介護保険法上の各事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあつては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこととされているが＜審査要領＞、介護給付費等の収入時期はほぼ3か月遅れとなるため、留意すること。
 - ② 法人本部の運営経費として必要な資金を確保すること。
 - ③ 施設設備整備資金とは別に、法人認可後施設開設までの間の施設開設準備資金（職員の採用、研修等）についても必要に応じて確保すること。また、土地を賃借する場合にあつては、賃貸借契約締結後から社会福祉事業開始時までの賃料についても確保すること。

3. 福祉医療機構等からの借入金の償還計画

- (1) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経費について、寄附金が予定されている場合も上記2と同様とする＜審査要領＞。
- (2) 特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得額から控除した後の所得額が、社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること＜審査要領＞。なお、所得税課税における寄附金特別控除の上限額が設けられているので留意すること。

4. 設置主体

設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が、既に別の社会福祉法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設置する必要性が認められることが条件となります<審査基準>。

5. 施設整備における契約手続

各施設整備担当課の示す手続に従ってください。

第6 社会福祉法人における役員等の選任及び解任

社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません（法第36条Ⅰ）。また、事業の規模が法施行令で定める基準を超える場合には会計監査人も置かなければなりません（法第37条）。

1. 役員等

- （1）社会福祉法人と評議員、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び会計監査人との関係は、民法に定める委任に関する規定に従うこと（法第38条）。このため、評議員、役員及び会計監査人は社会福祉法人に対し、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務（善管注意義務）を負うこと（民法第644条）。
- （2）次に掲げる者は、評議員及び役員になることができないこと（法第40条Ⅰ、第44条Ⅰにおいて準用する第40条Ⅰ）。
- ① 法人
 - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ ③に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （3）関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること（審査基準）。
- （4）実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。評議員会又は理事会の欠席が継続している場合、評議員又は役員として不適当であること（審査基準）。
- （5）地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと（審査基準）。
- （6）暴力団員等の反社会勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと（審査基準）。

2. 評議員

- （1）評議員の選任及び解任の方法については、社会福祉法人が定款で定めることとしているが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること（法第39条、第31条Ⅴ）。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う

方法等が考えられること＜審査基準＞（社会福祉法人定款例では評議員選任・解任委員会を示している）。

- （２）評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており＜法第 39 条＞、社会福祉法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと＜審査基準＞。
- （３）評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができないこと＜法第 40 条Ⅱ＞。
- （４）評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならないこと＜法第 40 条Ⅲ＞。
- （５）評議員のうちには、各評議員又は各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならないこと＜法第 40 条Ⅳ・Ⅴ＞。

[参 考] ＜施行規則第 2 条の 7・第 2 条の 8＞

各評議員と特殊の関係がある者

① 配偶者

② 三親等以内の親族

③ 厚生労働省令で定める者（規則第 2 条の 7、第 2 条の 8）

i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該評議員又は役員の使用人

iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii 又は iii の配偶者

v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

viii 次の団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）

国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

- （６）租税特別措置法第 40 条の適用を受けようとする社会福祉法人においては、評議員に（５）の親族その他特殊関係者の他、租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に定める親族その他特殊関係者が含まれてはならないこと。
- （７）評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること。ただし、定款でその任期を 6 年まで伸長することができること＜法第 41 条Ⅰ＞。
- （８）定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任し

た評議員の満了する時までとすることができること<法第 41 条Ⅱ>。

- (9) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有すること<法第 42 条Ⅰ>。

また、評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人（他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当）の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること<法第 42 条Ⅱ>。

3. 理 事

- (1) 理事は、評議員会の決議によって選任すること<法第 43 条Ⅰ>。

※ 評議員会の目的（議案）とその内容は理事会の決議によって定める（第 7-1（4）参照）ことから、原則として理事候補者を理事会で決議し、評議員会に提案することとなります。

- (2) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること<審査基準>。

- (3) 理事は 6 人以上でなければならないこと<法第 44 条Ⅲ>。

- (4) 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならないこと<法第 44 条Ⅳ>。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

[参 考] <審査要領>

- (1) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

- (2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

- (5) 理事のうちには、各理事についてその配偶者若しくは 3 親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が 3 人を超えて含まれてはならないこと。また、理事本人並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならないこと<法第 44 条Ⅵ>。

[参 考] <施行規則第 2 条の 10>

各理事と特殊の関係がある者

- ① 配偶者
 - ② 三親等以内の親族
 - ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）
 - i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該理事の使用人
 - iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i ～ iii の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）
- （注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。
- vii 次の団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）
 - 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

（6）租税特別措置法第40条の適用を受けようとする社会福祉法人においては、理事に（5）の親族その他特殊関係者の他、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊関係者が含まれてはならないこと。

（7）理事の任期は、原則として、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること＜法第45条＞。ただし、定款でその任期を短縮することができること。また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと＜審査基準＞。

（8）理事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該理事を解任することができること＜法第45条の4Ⅰ＞。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（9）理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有すること＜法第45条の6Ⅰ＞。

また、理事に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人（他の理事、評議員、監事、会計監査人、職員、債権者等が該当）の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること＜法第45条の6Ⅱ＞。

（10）社会福祉法人は、理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく理事を補充しなければならないこと＜法第45条の7Ⅰ＞。

4. 理事長及び業務執行理事

（1）理事会において、理事の中から理事長1名を選定しなければならないこと＜法第45条の13Ⅲ＞。

（2）理事長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任さ

れた理事長が就任するまで、なお、理事長としての権利義務を有すること<法第45条の17Ⅲにおいて準用する第45の6Ⅰ>。

また、理事長に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人（他の理事、評議員、監事、会計監査人、職員、債権者等が該当）の請求により又は職権で、一時理事長の職務を行うべき者を選任することができること<法第45条の17Ⅲにおいて準用する第45の6Ⅱ>。

- （3）理事長以外にも理事会において、業務執行理事（理事長以外の理事であつて、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事をいう。以下同じ。）を選定することができること<法第45条の16Ⅱ②>。

5. 監 事

- （1）監事は、評議員会の決議によって選任すること<法第43条Ⅰ>。

なお、理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならないこと。また、監事は理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求できること<法第43条Ⅲにおいて準用する一般法人法第72条>。

※ 評議員会の目的（議案）とその内容は理事会の決議によって定める（第7-1（4）参照）ことから、原則として監事候補者を理事会で決議し、評議員会に提案することとなります。なお、上記後段により理事会の決議に加え、監事の過半数の同意が必要になります。

- （2）監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼任することはできないこと<法第44条Ⅱ>。
（3）監事は2名以上でなければならないこと<法第44条Ⅲ>。
（4）監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならないこと<法第44条Ⅴ>。

① 社会福祉事業について識見を有する者

[参 考] <審査要領>

「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。

ア 社会福祉に関する教育を行う者

イ 社会福祉に関する研究を行う者

ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

② 財務管理について識見を有する者

- （5）監事のうちには、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならないこと<法第44条Ⅶ>。

[参 考] <施行規則第2条の11>

各監事と特殊の関係がある者

① 配偶者

② 三親等以内の親族

③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）

i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ii 当該役員の使用人
 - iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii 又は iii の配偶者
 - v i ～ iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）
- （注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。 vii において同じ。
- vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）
 - viii 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
 - ix 次の団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の 3 分の 1 を超える場合に限る。）
- 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人
- ※ 租税特別措置法第 40 条第 1 項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記と同一ではないため留意が必要

- （6）租税特別措置法第 40 条の適用を受けようとする社会福祉法人においては、監事に（5）の親族その他特殊関係者の他、租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に定める親族その他特殊関係者が含まれてはならないこと。
- （7）監事の任期は、原則として、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること＜法第 45 条＞。ただし、定款でその任期を短縮することができること。また、監事を再任することは差支えなく、期間的な制限はないこと＜審査基準＞。
- （8）監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該監事を解任することができること＜法第 45 条の 4 I＞。この場合、評議員総数の 3 分の 2 以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合以上）の決議が必要となること＜法第 45 条の 9 VII①＞。
- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- （9）監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができること。また、監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べるができること＜法第 43 条Ⅲにおいて準用する一般法人法第 74 条 I ・ II＞。
- （10）監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお、監事としての権利義務を有すること＜法第 45 条の 6 I＞。
- また、監事に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄

- 庁は利害関係人（他の監事、評議員、理事、会計監査人、職員、債権者等が該当）の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができること＜法第 45 条の 6 II＞。
- (11) 社会福祉法人は、監事のうち、定款で定めた監事の員数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なく監事を補充しなければならないこと＜第 45 条の 7＞。
- (12) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと＜審査基準＞。

6. 会計監査人（会計監査人設置社会福祉法人のみに適用される事項のため、斜字で表示）

- (1) 特定社会福祉法人（事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人）は、会計監査人を置かなければならないこと＜法第 37 条＞。また、特定社会福祉法人でない社会福祉法人においても定款の定めによって会計監査人を置くことができること＜法第 36 条 II＞。

〔参 考〕特定社会福祉法人の基準＜施行令第 13 条の 3、施行規則第 2 条の 6＞

次のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

- ① 前年度の決算における法人単位事業活動計算書（社会福祉法人会計基準に定める第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超えること。
- ② 前年度の決算における法人単位貸借対照表（社会福祉法人会計基準に定める第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超えること。

※ ただし、基準額については、今後引き下げを予定。

- (2) 会計監査人は、評議員会の決議によって選任すること＜法第 43 条 I＞。
- (3) 評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定すること＜法第 43 条 III において準用する一般法人法第 73 条 I＞。
- (4) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと＜法第 45 条の 2 I＞。
- 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選任し、これを社会福祉法人に通知しなければならないこと＜法第 45 条の 2 II＞。
- また、公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと。具体的には公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員となっている場合等については、会計監査人となることができないこと＜法第 45 条の 2 III＞。
- (5) 社会福祉法人においては、会計監査人の選任に当たって、次に掲げる事項に留意すること＜制度改革施行留意事項、入札等取扱通知＞。
- ① 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度の前年度から、予備調査及びその改善のための準備作業等が必要になるので、前年度における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計及び法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応すること。
 - ② 社会福祉法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましいこと。
 - ③ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること（価格のみで選定することは適当ではないこと）。
 - ④ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホー

ホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

- (6) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること<法第45条の3Ⅰ>。

また、定時評議員会において別段の決議がなされなかった時は、再任されたとみなされること<法第45条の3Ⅱ>。

ただし、会計監査人を設置する社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款変更の効力が生じたときに終了すること<法第45条の3Ⅲ>。

- (7) 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができること<法第45条の4Ⅱ>。また、監事全員の同意によっても解任することができること<法第45条の5Ⅰ・Ⅱ>。

① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

監事全員の同意による解任の場合、監事の互選によって定めた監事は、解任した旨及びその理由を解任後最初に招集される評議員会において報告しなければならないこと<法第45条の5Ⅲ>。

- (8) 監事は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べるることができること<法第43条Ⅲにおいて準用する一般法人法第74条Ⅰ・Ⅳ>。

- (9) 会計監査人を辞任した者又は解任された者は、辞任後又は解任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べるることができること<法第43条Ⅲにおいて準用する一般法人法第74条Ⅱ・Ⅳ>。

- (10) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと<法第45条の6Ⅲ>。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格及び監事全員の同意による解任手続きについては会計監査人と同様であること<法第45条の6Ⅳにおいて準用する第45条の2・第45条の5>。

第7 法人・施設運営等に関する留意事項

社会福祉法人及び社会福祉施設・事業を運営する場合、以下の事項に留意してください。各事項については個別の通知や事務連絡が、社会福祉施設・事業についてはそれぞれの施設・事業ごとに基準や通知、事業実施要綱等がありますので、別途参考にしてください。

1. 評議員の権限及び評議員会の運営

(1) 評議員会は、全ての評議員で組織すること<法第45条の8>。

(2) 評議員会は、計算書類の承認、定款の変更、解散、合併等の法人の基本的な体制の最終決定や役員の選任及び解任を行うことにより事後的に法人運営を監督する機関として位置づけられること<制度改革施行留意事項>。

(3) 評議員会については、定時評議員会として毎会計年度終了後一定の時期（3か月以内の定款に定めた時期）に招集しなければならないほか、必要がある場合には、いつでも招集することができること<法第45条の9Ⅰ・Ⅱ、定款例>。

(4) 評議員会は原則として理事が招集すること<法第45条の9Ⅲ>。

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならないこと<法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第181条Ⅰ、施行規則第2条の12>。

① 評議員会の日時及び場所

② 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

③ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

(5) 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）前までに、評議員に対して書面でその通知（(4)①～③を記載又は記録しなければならないこと。）を発しなければならないこと。通知については評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができること<法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第182条、施行令第13条の6・第13条の7>。

ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができること<法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第183条>。

(6) 評議員会においてその延期又は続行について決議があった場合には、(4)(5)の手続きは要しないこと<法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第192条>。

(7) 評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができること<法第45条の9Ⅳ>。

請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合又は請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）以内の日を評議員会の日とする招集通知が発せられない場合、請求をした評議員は所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができること（ただし、所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。）。この場合、(4)(5)の手続きは請求をした評議員が行うこと<法第45条の

- 9 V・第 45 条の 9 Xにおいて準用する一般法人法第 182 条、施行令第 13 条の 6・第 13 条の 7＞。
- (8) 評議員は理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができること。
この場合において、その請求は評議員会の日 4 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）前にしなければならないこと＜法第 45 条の 8 IVにおいて準用する一般法人法第 184 条＞。
- (9) 評議員は、評議員会において、評議員の目的である事項（評議員会の議題の範囲内）で議案を提出することができること＜法第 45 条の 8 IVにおいて準用する一般法人法第 185 条本文＞。
- また、評議員は理事に対し、評議員会の日 4 週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）までに、評議員の目的である事項（評議員会の議題の範囲内）で提出しようとする議案の要領を評議員会の招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができること＜法第 45 条の 8 IVにおいて準用する一般法人法第 186 条 I、施行令第 13 条の 5＞。
- ただし、当該議案が法令又は定款に違反している場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることでできる評議員の 10 分の 1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合）以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合には、提出できないこと＜法第 45 条の 8 IVにおいて準用する一般法人法第 185 条但書・第 186 条 II＞。
- (10) 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと＜法第 45 条の 10 本文＞。
- ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他次に掲げる場合はこの限りでないこと＜法第 45 条の 10 但書、施行規則第 2 条の 14＞。
- ① 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合は除く。）
- i 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
 - ii 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- ② 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより社会福祉法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- ③ 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- ④ ①～③に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明しないことにつき正当な理由がある場合
- (11) 評議員会は、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができること（例外として、定時評議員会に会計監査人の出席を求める決議を行うことができる）＜法第 45 条の 8 II、第 45 条の 19VIにおいて準用する一般法人法第 109 条 II＞。
- また、社会福祉法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他評議員以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないこと＜法第 45 条の 8 III＞。
- (12) 評議員会の議決は、議決に加わることでできる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）をもって行うこと＜法第 45 条の 9 VI＞。ただし、議決に加わることで

きる評議員（総数）の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数をもって行わなければならないと法に規定されている事項についてはその割合で議決を行うこと＜法第45条の9Ⅶ＞。

なお、決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできないこと＜法第45条の9Ⅷ＞。

〔参 考〕 評議員会における決議事項

- ① 理事、監事、会計監査人の選任＜法第43条＞
- ② 理事、監事、会計監査人の解任＜法第45条の4Ⅰ・Ⅱ＞（監事の解任のみ★）
- ③ 理事、監事の報酬等の決議＜理事：法第45条の16Ⅳにおいて準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18Ⅲにおいて準用する一般法人法第105条＞
- ④ 理事等の責任の免除＜全ての免除：法第45条の20Ⅳで準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：法第45条の20Ⅳで準用する一般法人法第113条Ⅰ＞★
- ⑤ 役員報酬等基準の承認＜法第45条の35Ⅱ＞
- ⑥ 計算書類の承認＜法第45条の30Ⅱ＞
- ⑦ 定款の変更＜法第45条の36Ⅰ＞★
- ⑧ 解散の決議＜法第46条Ⅰ①＞★
- ⑨ 合併の承認＜吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2Ⅰ、法人新設合併：法第54条の8＞★
- ⑩ 社会福祉充実計画の承認＜法第55条の2Ⅶ＞
- ⑪ その他定款で定めた事項＜法第45条の8Ⅱ＞

★：議決に加わるができる評議員（総数）の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項＜法第45条の9Ⅶ＞

- (13) 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わるることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすこと＜法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第194条Ⅱ＞。

このうち、定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなすこと＜法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第194条Ⅳ＞。

ただし、このみなし決議については議案の説明及び審議なく議決を行うことになるため、そのことを踏まえ、理事はみなし決議の意思表示を求めるかどうか、評議員は同意するかどうかを決定すること。

- (14) (13) の議決に加わるることのできる評議員全員の同意の意思表示をした書面又は電磁的記録は、評議員会の決議があったとみなされた日から10年間、社会福祉法人の主たる事務所に備え置かななければならないこと＜法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第194条Ⅱ＞

- (15) 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができること＜法第45条の9Ⅹにおいて準用する一般法人法第194条Ⅲ、施行規則第2条の3＞。

- ① 同意の意思表示をしたものが書面の場合、当該書面の閲覧の請求又は謄写の請求

- ② 同意の意思表示をしたものが電磁的記録の場合、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求
- (16) 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなすこと<法第 45 条の 9 X において準用する一般法人法第 195 条>。
- (17) 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録により議事録を作成しなければならないこと<法第 45 条の 11 I、施行規則第 2 条の 15 II>。
- 議事録署名人については法に規定がないが、議事録の公正性を担保するため定款で定めることが適当である（例①：出席した評議員及び理事、例②：議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名）<制度改革施行留意事項、定款例>。
- (18) 評議員会の議事録は、下記の事項を内容とするものでなければならないこと。
- ① 通常の評議員会の場合<施行規則第 2 条の 15 III>
- ア 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - イ 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
 - ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - エ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - i 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ii 会計監査人が、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき
 - iii 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - iv 会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき
 - v 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - vi 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
 - vii 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき
 - viii 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席して意見を述べたとき
 - オ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
 - カ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
 - キ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- ② 評議員会の決議があったとみなされた場合<施行規則第 2 条の 15 IV ①>

- ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - イ アの事項の提案をした者の氏名
 - ウ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- ③ 評議員会への報告があったとみなされた場合<施行規則第2条の15Ⅳ②>
- ア 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - イ 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ウ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (19) 評議員会の議事録については、(18) の他、発言した評議員、理事又は氏名を明記しておくとともに、単に決議事項だけでなく、発言内容の趣旨に沿った記録を行うこと。また、決議において賛成をしなかった評議員についても明記しておくこと。
- (20) 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、社会福祉法人の主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、評議員会の日から5年間、議事録の写しを従たる事務所に備え置かなければならないが、当該社会福祉法人が当該議事録を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要であること<法第45条の11Ⅱ・Ⅲ、施行規則第2条の5>。
- (21) 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができること<法第45条の11Ⅳ、施行規則第2条の3>。
- ① 議事録が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧の請求又は謄写の請求
 - ② 議事録が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求
- (22) 評議員は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該社会福祉法人に回復することができない損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができること<法第45条の16Ⅳにおいて準用する一般法人法第88条>。

2. 理事の権限及び職務

- (1) 理事は、理事会の構成員として4（2）に掲げる職務を行うこと<法第45条の13Ⅰ・Ⅱ>
- (2) 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならないこと<法第45条の16Ⅰ>。
- (3) 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならないこと<法第45条の16Ⅳにおいて準用する一般法人法第84条Ⅰ>。
 - ① 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
 - ② 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき
 - ③ 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- (4) 理事は、社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、

直ちにその事実を監事に報告しなければならないこと<法第 45 条の 16Ⅳにおいて準用する一般法人法第 85 条>。

3. 監事の権限及び職務（会計監査人設置社会福祉法人のみに適用される事項は斜字で表示）

（１）監事は、理事の職務の執行を監査すること。この場合において、監事は、以下の点に留意して監査報告を作成しなければならないこと<法第 45 条の 18Ⅰ>。

① 監事は、その職務を適正に遂行するため、理事及び職員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと。理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に努めなければならないこと。ただし、このことは監事が公正普遍の態度及び独立の立場を保持することができなくなる関係の創設及び維持を認めるものではないこと<施行規則第 2 条の 19Ⅱ・Ⅲ>。

② 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報交換を図るよう努めること<施行規則第 2 条の 19Ⅳ>。

（２）監事はいつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができること<法第 45 条の 18Ⅱ>。

（３）監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならないこと<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法 100 条>。

（４）監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法 101 条Ⅰ>。

（５）監事は、（３）の事実を認め、必要があると認めるときは、理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めた場合はその理事）に対し、理事会の招集を請求することができること<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法 101 条Ⅱ>。

請求後 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は理事会を招集できること<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法 101 条Ⅲ>。

（６）監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならないこと。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならないこと<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法 102 条、施行規則第 2 条の 20>。

（７）監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができること<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法 103 条Ⅰ>。

（８）監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができること<法第 45 条の 19Ⅵにおいて準用する一般法人法 108 条Ⅱ>。

（９）監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができること<法第 45 条

の18Ⅲにおいて準用する一般法人法105条Ⅲ>。

(10) 監事はその職務の執行について社会福祉法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該社会福祉法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこと<法第45条の18Ⅲにおいて準用する一般法人法106条>。

- ① 費用の前払の請求
- ② 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ③ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

4. 理事会の権限及び運営

(1) 理事会は全ての理事で組織すること<法第45条の13Ⅰ>。

(2) 理事会は、次に掲げる職務を行うこと<法第45条の13Ⅱ>。

- ① 社会福祉法人の業務の執行
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び業務執行理事（選任する場合のみ）の選定及び解職

(3) 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事長等に委任することはできないこと<法第45条の13Ⅳ>。

- ① 重要な財産の処分及び譲受
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置
- ⑤ 内部管理体制の整備（(15) 参照）
- ⑥ 役員等が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法第45条の20第4項において準用する一般法人法第113条の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除できると定款に定めた場合における役員等の責任を免除する決議（9（4）参照）

(4) 理事会は、原則は各理事が招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事（招集権者）が招集すること<法第45条の14Ⅰ>。この場合、招集権者以外の理事は招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができること<法45条の14Ⅱ>。この請求のあった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができること<法第45条の14Ⅲ>。

(5) 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならないこと<法第45条の14Ⅸにおいて準用する一般法人法第94条Ⅰ>。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催す

ることができること<法第 45 条の 14IXにおいて準用する一般法人法第 94 条Ⅱ>。

- (6) 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行うこと<法第 45 条の 14IV>。

なお、決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこと<法第 45 条の 14V>。

- (7) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことを定款に定めることができること<法第 45 条の 14IXにおいて準用する一般法人法第 96 条>。

ただし、このみなし決議については議案の説明及び審議なく議決を行うことになるため、そのことを踏まえ、理事は同意するかどうか、監事は異議を述べないかどうかを決定すること。

- (8) 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しないこと<法第 45 条の 14IXにおいて準用する一般法人法第 98 条Ⅰ>。ただし、5（3）に掲げる理事長及び業務執行理事が自己の職務の執行状況を理事会に報告する場合はこの方法により報告を要しないことにはできないこと<法第 45 条の 14IXにおいて準用する一般法人法第 96 条Ⅱ、施行令第 13 条の 9>。

- (9) 理事会の議事については、書面又は電磁的記録により議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならないこと<法第 45 条の 14VI、施行規則第 2 条の 17Ⅱ>。議事録が電磁的記録で作成されている場合には、電子署名により行わなければならないこと<法第 45 条の 14VII、施行規則第 2 条の 18>。

- (10) 理事会の決議に参加した理事であって理事会の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されること<法第 45 条の 14VIII>。このため、決議に賛成していない理事については、議事録に明記すること。

- (11) 理事会の議事録は、下記の事項を内容とするものでなければならないこと。

① 通常の理事会の事項<施行規則第 2 条の 17Ⅲ>

ア 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

イ 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

- i 招集権者以外の理事の請求を受けて招集権者である理事が招集したもの
- ii 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
- iii 監事の請求を受けて招集権者である理事が招集されたもの
- iv 監事が招集したもの

ウ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

- エ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- オ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - i 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ii 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - iii 理事会で述べられた監事の意見
- カ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- キ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ク 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- ② 理事会の決議があつたとみなされた場合＜施行規則第2条の17IV①＞
 - ア 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - イ アの事項の提案をした理事の氏名
 - ウ 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- ③ 理事会の報告があつたとみなされた場合＜施行規則第2条の17IV②＞
 - ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - イ 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (12) 理事会の議事録については、(10) (11) の他、発言した理事又は監事の氏名を明記しておくとともに、単に決議事項だけでなく、発言内容の趣旨に沿った記録を行うこと。
- (13) 理事会の議事録及び(7)の決議があつたものとみなす決議に係る理事の同意及び監事が異議を述べていないことを示した書面又は電磁的記録((9)において「議事録等」という。)については、理事会の日から10年間、社会福祉法人の主たる事務所に備え置かなければならないこと＜法第45条の15I＞。
- (14) 評議員は社会福祉法人の業務時間内はいつでも、また、債権者は理事又は監事の責任を追及するために必要があるときは裁判所の許可を得て(裁判所は請求に係る閲覧又は謄写をすることにより当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。)、次の請求をすることができること＜法第45条の15II～IV、施行規則第2条の3＞。
 - ① 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧の請求又は謄写の請求
 - ② 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの(当該事項を印字した紙等)の閲覧の請求又は謄写の請求
- (15) 事業規模が一定の規模を超える社会福祉法人(規模の基準は第6の6(1)[参考]の会計監査人設置が義務付けられる社会福祉法人の基準と同じ)は社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制(内部管理体制)について、次に掲げる事項を理事会で決定しなければならないこと＜法第45条の13V、施行令第13条の3、施行規則第2条の6・第2条の16＞。
 - ① 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑥ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑦ ⑥の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑧ 監事の⑥の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑨ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑩ ⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑪ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑫ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

なお、内部管理体制策定に係る作業については、以下のとおりとなる＜制度改革施行留意事項＞。

- ① 内部管理体制の現状把握
 - 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認
 - ② 内部管理体制の課題認識
 - 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定
 - ③ 内部管理体制の基本方針の策定
 - 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定
 - ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備
 - 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等
- (16) 多額の借入れを行う場合は、予算案により説明を加えて審議するか、又は借入れについての議案を作成し、必ず理事会等で審議及び議決すること＜参考：法第 45 条の 13Ⅳ②＞。
- その際、借入れに係る償還計画もあわせて審議し、無理な償還計画になっていないかどうか慎重に審議すること。
- (17) 建物等建設時及び法人設立時の償還計画と実際の償還とが異なっている場合は、異なっている理由及び原因について理事会等で十分審議を尽くすこと。

5. 理事長及び業務執行理事の権限及び職務

- (1) 理事長は社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（社会福祉法人の代表権を有する）こと＜法第 45 条の 17Ⅰ＞。
- (2) 理事長及び業務執行理事は社会福祉法人の業務を執行すること＜法第 45 条の 16Ⅱ＞。
- (3) 理事長及び業務執行理事は、3 月に 1 回以上（定款で毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上と定めた場合はその間隔で）、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないこと＜法第 45 条の 16Ⅲ＞。

ただし、自己の職務の執行状況の理事会報告については、4（8）に掲げる、理事及び監事全

員への通知により報告を省略することはできないこと<法第 45 条の 14IXにおいて準用する一般法人法第 98 条Ⅱ、施行令第 13 条の 9>。

- (4) 社会福祉法人の業務の決定は理事会によって行うが、4 (3) に掲げる理事会が理事に委任できない事項を除き、定款細則等により日常の業務として理事会が定めるものについては理事長等に委任し、委任された者が専決できること。委任された者は専決した事項を理事会に報告すること<法第 45 条の 13IV、定款例>。

[参 考] <定款例>

「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄附金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

6. 会計監査人の権限及び職務（会計監査人設置社会福祉法人のみに適用される事項のため、斜字で表示）

(1) 会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、この場合において、会計監査人は、次に掲げる点に留意して会計監査報告を作成しなければならないことと法第 45 条の 19Ⅰ・Ⅱ、施行規則第 2 条の 22＞。

会計監査人は、その職務を適正に遂行するため、理事及び職員その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと。ただし、このことは会計監査人が公正普遍の態度及び独立の立場を保持することができなくなる関係の創設及び維持を認めるものではないことと施行規則第 2 条の 21＞。

(2) 会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧及び謄写し、又は理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができることと法第 45 条の 19Ⅲ、施行規則第 2 条の 3＞。

(3) 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができることと法第 45 条の 19Ⅳ＞。

(4) 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、監査の公正を期するため、次に掲げる者を補助者として使用してはならないことと法第 45 条の 19Ⅴ＞。

① 公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者

② 当該社会福祉法人の理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である者

③ 当該社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を得ている者

(5) 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、監事に報告しなければならないことと法第 45 条の 19Ⅵにおいて準用する一般法人法第 108 条Ⅰ＞。

(6) 社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書が法令又は定款に適合するかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあってはその職務を行うべき社員）は定時評議員会に出席して意見を述べるることができることと法第 45 条の 19Ⅵにおいて準用する一般法人法第 109 条Ⅰ、施行令第 13 条の 11＞。また、定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、定時評議員会に出席して意見を述べなければならないことと法第 45 条の 19Ⅵにおいて準用する一般法人法第 108 条Ⅱ＞。

(7) 会計監査人による監査の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法令上、法人単位の計算書類（第 1 様式）並びにそれに対応する附属明細書及び財産目録の各項目とすることと施行規則第 2 条の 22・第 2 条の 30Ⅰ②＞。具体的には以下の通り。

① 法人単位の計算書類（法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書）

② ①に対応する附属明細書（借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書に限る。）の項目

③ 法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目

なお、会計監査人による監査の際、法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること<制度改革施行留意事項>。

7. 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬等（会計監査人設置社会福祉法人のみに適用される事項は斜字で表示）

（１）評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として社会福祉法人から受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）は定款で定めなければならないこと<法第 45 条の 8Ⅳにおいて準用する一般法人法第 196 条>。無報酬の場合、定款にその旨を定めること<定款例>。

（２）理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めること<法第 45 条の 16Ⅳにおいて準用する一般法人法第 89 条>。

（３）監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めること<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法第 105 条Ⅰ>。

定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めること（（５）の報酬等支給基準に具体的な配分額を定めることでも可）<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法第 105 条Ⅱ>。

また、監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができること<法第 45 条の 18Ⅲにおいて準用する一般法人法第 105 条Ⅲ>。

（４）会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には理事が定めるが、この場合、監事の過半数の同意を得なければならないこと<法第 45 条の 19Ⅵにおいて準用する一般法人法第 110 条>。

（５）理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこと<法第 45 条の 35Ⅰ>。なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならないこと（変更する場合も同様）<法第 45 条の 35Ⅱ>。

報酬等の支給の基準には次に掲げる事項を定めること<制度改革施行留意事項>。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

ア 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

② 報酬等の金額の算定方法

ア 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。

イ 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容

される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。

ウ 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

エ 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

ア 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

ア 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

8. 法人関係者に対する特別な利益供与の禁止

社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、次に掲げる者に対し、特別の利益を与えてはならないと定められています。この規定は平成 28 年社会福祉法等の改正により新設されました（法第 27 条、施行令第 13 条の 2、施行規則第 1 条の 3）。

① 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員

② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

③ ①②に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

⑤ 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては次に掲げる法人

ア 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人

イ 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

※ 「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が 100 分の 50 を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参

- 与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員
- ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員
- ハ 当該評議員に就任した日前5年以内にイ又はロに掲げる者であった者
- ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者
- ホ 当該評議員に就任した日前5年以内に一の者又はその一若しくは二以上の法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者

「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいいます。例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合が該当するものと考えられます。

[参 考]「非営利型法人における特別の利益の意義」＜法人税法基本通達1－1－8＞

令（注：法人税法施行令）第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。

- （1）法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- （2）法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- （3）法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- （4）法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- （5）法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- （6）法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

特別の利益供与を行うことは関係者の私的流用につながる重大な事案であり、当該社会福祉法人の不祥事として取り扱われることに発展します。利益供与を受けた者は評議員、理事、監事又は会計監査人であれば善管注意義務違反（理事においては忠実義務違反も）、職員であれば就業規則等違反に該当し、それぞれに基づく責任追及があるとともに、社会福祉法人から不当利得による返還請求を受けることにもなり、場合によっては横領等の刑事上の責任を追及される場合もあります。また、当該社会福祉法人の社会的信用を失墜させる行為であり、法人全体に悪影響が及ぶことになります。さらに、社会福祉法人制度の信用を揺るがすことにもなります。

各社会福祉法人においては、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経

て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負い、関係者に対する行為だけでなく、法人が行う事業全体について、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負います。したがって、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、自ら客観的な資料に基づき説明できるようにすることが必要になります。すなわち、社会福祉法人の収支について会計帳簿に適切に記録するとともに、必要な証憑書類を保存し、これらに基づいて収支の内容を説明できるようにしておく必要があります。

9. 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負うこと<法第 45 条の 20 I >。

理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、民法に定める委任に関する規定に従うため<法第 38 条>、任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反<法第 45 条の 16 I >も含まれる。）を指すこと<制度改革施行留意事項>。

なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられる<制度改革施行留意事項>。

(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員（※）の同意がなければ免除することができないこと<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 112 条>。

※ 「総評議員」とは、定款上の評議員定数や評議員の出席者数ではなく、評議員の現在員数です。

(3) 社会福祉法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の 1 年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（最低責任限度額）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができること<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 113 条 I >。

① 理事長 × 6

② 業務執行理事 × 4

③ 理事、監事、会計監査人 × 2

この場合、理事は、評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならないこと<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 113 条 II >。

① 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

② 免除することができる額の限度及びその算定の根拠

③ 責任を免除すべき理由及び免除額

なお、理事の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならないこと<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 113 条 III >。

この責任の一部免除の評議員会決議があった場合において、社会福祉法人が当該理事、監事又は会計監査人に対して以下の財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない

ないこと<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 113 条IV、施行規則第 2 条の 24>。

① 退職慰労金

② 当該理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

③ ①②の性質を有する財産上の利益

※ 評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていない。これは、評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないからである<制度改革施行留意事項>。

(4) 社会福祉法人においては、理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額((3)の下線で示した額)を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができること<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 114 条 I >。

定款を変更してこの旨を定款で定める議案(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)について理事会に議案を提出する場合には、いずれも各監事の同意を要すること<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 114 条 IIにおいて準用する同法第 113 条 III>。

定款の定めに基づいて理事、監事又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会決議を行ったときは、理事は遅滞なく、①責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額、②免除することができる額の限度及びその算定の根拠並びに③責任を免除すべき理由及び免除額並びに責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内(1 月以上であることを要する。)に当該異議を述べる旨を評議員に通知しなければならないこと<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 114 条 III>。総評議員の 10 分の 1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の評議員がこの期間内に異議を述べた場合には定款の定めによる責任の免除をしてはならないこと<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 114 条 IV>。

定款に定めに基づき責任の一部免除の理事会決議があった場合において、社会福祉法人が当該理事、監事又は会計監査人に対して(3)に定める退職慰労金等の財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならないこと<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 114 条 Vにおいて準用する同法第 113 条 IV・施行規則第 2 条の 24>。

※ 評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、一部免除に関する定款の定めは認められていない。

(5) 社会福祉法人は、非業務執行理事等(理事長、業務執行理事又は職員でない理事、監事及び会計監査人)が任務を怠ったことにより生じる損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ社会福祉法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができること<法第 45 条の 20IVにおいて準用する一般法人法第 115 条 I >。

非業務執行理事等が当該社会福祉法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は将来に向かってその効力を失うこと<法第 45 条の 20Ⅳにおいて準用する一般法人法第 115 条Ⅱ>。

なお、定款を変更して理事の責任を免除することができる旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合には、各監事の同意を要すること<法第 45 条の 20Ⅳにおいて準用する一般法人法第 115 条Ⅲにおいて準用する同法第 113 条Ⅲ>。

当該契約を締結した非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならないこと<法第 45 条の 20Ⅳにおいて準用する一般法人法第 115 条Ⅳ>。

- ① 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- ② 免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- ③ 契約の内容及び契約を締結した理由
- ④ 任務を怠ったことにより生じた損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

責任限定契約により損害賠償額の一部免除を行った非業務執行理事等に対し、社会福祉法人が（３）に定める退職慰労金等の財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならないこと<法第 45 条の 20Ⅳにおいて準用する一般法人法第 115 条Ⅴにおいて準用する同法第 113 条Ⅳ、施行規則第 2 条の 24>。

（６）理事が自己のためにした取引に関し、任務を怠ったことにより生じた社会福祉法人に対する損害賠償責任は、当該理事の責めに帰することができない事由であっても免れることができず、（３）～（５）に掲げる責任の一部免除の適用はないこと<法第 45 条の 20Ⅳにおいて準用する一般法人法第 116 条>。

（７）理事、監事、評議員又は会計監査人がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと<法第 45 条の 21Ⅰ>。

また、次に掲げる者が続いて掲げる行為をしたときもこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと。ただし、当該行為を行うことに注意を怠らなかったことを証明したときは当該損害賠償責任を負わないこと<法第 45 条の 21Ⅱ>。

① 理事

ア 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

イ 虚偽の登記

ウ 虚偽の公告

② 監事

監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

③ 会計監査人

会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

※ なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられるが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってそ

の職務を行わなければならない者である以上、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定を設けている<制度改革施行留意事項>。

10. 会計処理

(1) 社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準省令に従い、会計処理を行わなければならないこと<法第45条の23Ⅰ>。

(2) 社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとする<法第45条の23Ⅱ>。

(3) 社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準省令に定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならないこと<法第45条の24Ⅰ、会計基準省令第1条Ⅰ>。

また、会計帳簿閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと<法第45条の24Ⅱ>。

(4) 社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならないこと<会計基準省令第1条Ⅱ>。

(5) 社会福祉法人会計基準省令は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用されること<会計基準省令第1条Ⅲ>。

(6) 社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準省令に従い、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならないこと(電磁的記録をもって作成することも可能)<法第45条の27Ⅱ・Ⅲ、第45条の34Ⅰ①・Ⅱ、会計基準省令第1条Ⅰ>。

計算書類及びその附属明細書は作成した時から10年間、保存しなければならないこと<法第45条の27Ⅳ>。

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならないこと<会計基準省令第2条の2>。また、一円単位をもって表示すること<会計基準省令第2条の3>。

計算書類は次に掲げるものとする<会計基準省令第7条の2>。

- ①-1 法人単位資金収支計算書(第1号第1様式)
- ①-2 資金収支内訳表(第1号第2様式)
- ①-3 事業区分資金収支内訳表(第1号第3様式)
- ①-4 拠点区分資金収支計算書(第1号第4様式)
- ②-1 法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)
- ②-2 事業活動内訳表(第2号第2様式)
- ②-3 事業区分事業活動内訳表(第2号第3様式)
- ②-4 拠点区分事業活動計算書(第1号第4様式)
- ③-1 法人単位貸借対照表(第3号第1様式)
- ③-2 貸借対照表内訳表(第3号第2様式)
- ③-3 事業区分貸借対照表内訳表(第3号第3様式)
- ③-4 拠点区分貸借対照表(第3号第4様式)

※ 社会福祉事業のみを実施している社会福祉法人においては各内訳表(第2様式)の作

成を省略することができる。また、拠点区分が1のみの社会福祉法人においては各事業区分の内訳表（第3様式）の作成も省略することができる。

（7）社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならないこと（会計基準省令第2条）。

- ① 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。
- ② 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記載された会計帳簿に基づいて作成すること。
- ③ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- ④ 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

（8）社会福祉法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること（運用上の留意事項）。

また、会計責任者については、理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制体制を確立すること（運用上の留意事項）。

（9）施設利用者から金銭を預かる場合、法人に係る会計とは別途管理すること。この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと（運用上の留意事項）。

（10）社会福祉法人は、適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めること（運用上の留意事項）。

（11）社会福祉法人は、事業計画をもとに全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこと。具体的には、資金収支予算書を作成し、各拠点区分ごとに収支予算を編成すること。年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること（運用上の留意事項）。

（12）（1）～（11）のほか、社会福祉法人の会計に関しては、社会福祉法人会計基準省令並びに厚生労働省通知で定める「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」及び「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」に従って処理を行うこと。

（13）会計処理を行うに当たっては、収支の内容を明確にし、その証憑書類（請求書、領収書、振込明細書等）を保存すること。

（14）利用者、家族又は関係業者から寄附の申込みがあった場合は、寄附の趣旨を十分把握したうえで受領するとともに、法人運営に重大な影響がある寄附については、当該寄附の状況を理事会に報告すること。

寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入とすること。

寄附金を収受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収入明細書を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。

（15）評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができること（法第45条の25、施行規則第2条の3）。

- ① 会計帳簿又はこれに関する資料が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求。
- ② 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求。

11. 計算書類及び事業報告（会計監査人設置社会福祉法人のみに適用される事項は斜字で表示）

- (1) 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）、財産目録並びに事業報告及びその附属明細書を作成しなければならないこと（電磁的記録をもって作成することも可能）＜法第45条の27Ⅱ・Ⅲ＞。
- (2) 事業報告については、次に掲げる事項をその内容とすること。ただし、法令に別段の定めがある場合にはこの限りでないこと＜施行規則第2条の25Ⅰ・Ⅱ＞

- ① 社会福祉法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く）
- ② 内部管理体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要
また、事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならないこと＜施行規則第2条の25Ⅲ＞。

- (3) 計算関係書類、財産目録並びに事業報告及びその附属明細書は、監事の監査を受けなければならないこと＜法第45条の28Ⅰ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞

このうち、計算関係書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査には、公認会計士法第2条第1項に規定する財務書類の監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする＜施行規則第2条の26Ⅱ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

※ 会計監査人を設置しない社会福祉法人の計算関係書類及び財産目録の監査：(4)(5)

会計監査人設置社会福祉法人の計算関係書類及び財産目録の監査：(6)～(12)

事業報告及びその附属明細書の監査（共通）：(13)(14) をそれぞれ参照

- (4) 会計監査人を設置しない社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならないこと＜施行規則第2条の27、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報（※）
- ⑤ 監査報告を作成した日

※ 会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類及び財産目録の内容のうち強調する必要がある

ある事項

(5) 会計監査人を設置しない社会福祉法人の特定監事（※）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（※）に対し、計算関係書類及び財産目録についての監査報告の内容を通知しなければならないこと＜施行規則第2条の28Ⅰ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

- ① 計算関係書類のうち計算書類の全部及び財産目録を受領した日から4週間を経過した日
- ② 計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

計算関係書類及び財産目録については、特定理事が監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。ただし、特定監事が監査報告の内容を通知すべき日までに通知をしない場合には、その通知をすべき日に計算関係書類及び財産目録については、監事の監査を受けたものとみなすこと＜施行規則第2条の28Ⅱ・Ⅲ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

※ 特定理事：監査報告の内容の通知を受ける理事を定めた場合はその理事、定めなかった場合は計算関係書類、財産目録並びに事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

特定監事：監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたときはその監事、定めなかった場合は全ての監事

（以下、（9）（10）（12）（14）において同じ）

＜施行規則第2条の28Ⅳ・Ⅴ、第2条の37Ⅳ・Ⅴ＞

(6) 会計監査人設置社会福祉法人においては、監事の監査に加え、計算書類関係書類及び財産目録について、会計監査人の監査を受けなければならないこと＜法第45条の28Ⅱ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

(7) 計算関係書類及び財産目録を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類及び財産目録を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類及び財産目録を提供しなければならないこと＜施行規則第2条の29、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

(8) 会計監査人は、計算関係書類及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならないこと＜施行規則第2条の30、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

① 会計監査人の監査の方法及びその内容

② 会計監査人が監査する計算関係書類（法人単位の資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表並びにその附属明細書並びに財産目録）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次に定める意見

ア 無限定適正意見（監査の対象となった計算関係書類及び財産目録が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨）

イ 除外事項を付した限定付適正意見（監査の対象となった計算関係書類及び財産目録が除外

事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類及び財産目録に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項)

ウ 不適正意見(監査の対象となった計算関係書類及び財産目録が不適正である旨及びその理由)

③ ②の意見がないときは、その旨及びその理由

④ 追記情報(※)

⑤ 会計監査報告を作成した日

※ 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類及び財産目録の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(9) 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならないこと<施行規則第2条の32Ⅰ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項>。

① 計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日

② 計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日

③ 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

計算関係書類及び財産目録については、特定理事及び特定監事が会計監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。ただし、会計監査人が会計監査報告の内容を通知すべき日までに通知をしない場合には、その通知をすべき日に計算関係書類及び財産目録については、会計監査人の監査を受けたものとみなすこと<施行規則第2条の32Ⅱ・Ⅲ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項>。

(10) 会計監査人は、特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(定めがない場合はそれを定めていない旨)を通知しなければならないこと(ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は通知の必要はない)<施行規則第2条の33、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項>。

① 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

② 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

③ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(11) 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び財産目録並びに会計監査報告(次条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類及び財産目録)を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならないこと<施行規則第2条の31、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項>。

① 監事の監査の方法及びその内容

② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(次条第三項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)

③ 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)

④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

⑤ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

⑥ 監査報告を作成した日

(12) 会計監査人設置社会福祉法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類及び財産目録についての会計監査報告の内容を通知しなければならないこと<施行規則第2条の34、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項>。

① 会計監査報告を受領した日（会計監査人が会計監査報告の内容を通知をすべき日までに通知をしない場合、通知をすべき日に監査を受けたものとみなされた日）から1週間を経過した日

② 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

計算関係書類及び財産目録については、特定理事及び会計監査人が監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。ただし、特定監事が監査報告の内容を通知すべき日までに内容の通知をしない場合には、その通知をすべき日に計算関係書類及び財産目録については、監事の監査を受けたものとみなすこと<施行規則第2条の34Ⅱ・Ⅲ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項>

(13) 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならないこと<規則第2条の36>。

① 監事の監査の方法及びその内容

② 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見

③ 当該社会福祉法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

⑤ 事業報告における内部管理体制の整備についての概要及びその運用状況の概要（監査の範囲に属さないものを除く。）の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

⑥ 監査報告を作成した日

(14) 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならないこと<施行規則第2条の37Ⅰ>。

① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日

② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日

③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

事業報告及びその附属明細書については、特定理事が監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。ただし、特定監事が監査報告の内容を通知すべき日までに通知をしない場合には、その通知をすべき日に事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなすこと<施行規則第2条の37Ⅱ・Ⅲ>。

(15) 監事及び会計監査人の監査を受けた計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を受けなければならないこと<法第45条の28Ⅲ、施行規則第2条の40Ⅱにおいて準用する同条同項>。

(16) 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、書面又は電磁的記録により、評議員に対し、監事（及び会計監査人）の監査を受け、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報

告（会計監査人設置社会福祉法人においては、会計監査報告も含む。）を提供しなければならないことと法第 45 条の 29、施行規則第 2 条の 38＞

- (17) 理事は、監事の監査（会計監査人設置社会福祉法人においては、会計監査人の監査も含む。）を受け、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び事業報告を定時評議員会に提出しなければならないことと法第 45 条の 30Ⅰ、施行規則第 2 条の 40Ⅱにおいて準用する同条同項＞。

定時評議員会に提出された計算書類及び財産目録は、定時評議員会の承認を受けなければならないことと法第 45 条の 30Ⅱ、施行規則第 2 条の 40Ⅰ＞。事業報告は、定時評議員会に報告しなければならないことと法第 45 条の 30Ⅲ＞。

- (18) 会計監査人設置社会福祉法人において、法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示しているものとして次に掲げる要件を満たす場合には、計算書類及び財産目録について、(20) の定時評議員会の承認を受けることを要せず、定時評議員会においてその内容を報告することで足りることと法第 45 条の 31、施行規則第 2 条の 39・第 2 条の 40Ⅰ＞。

- ① 計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれていること
- ② 会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと
- ③ 特定監事が特定理事及び会計監査人に対して監査報告の内容を通知すべき日までに通知せず、当該通知すべき日に監事の監査を受けたものとみなされた計算書類でないこと。

12. 契約事務

- (1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。ただし、契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないことと入札等取扱通知＞。

- (2) 契約は一般競争入札を原則とするが、次の合理的理由がある場合は、指名競争入札に付することができること。

- ① 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- ② 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- ③ 競争入札に付することが不利と認められる場合
- ④ ①～③にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

《地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額》（令和 6 年 1 月 25 日総務省告示第 19 号）

物品等の調達契約	3,600 万円以上
建設工事の調達契約	27 億 2,000 万円以上
建築のための技術的サービスの調達契約 (設計監理含む)	2 億 7,000 万円以上
上記以外の調達契約（清掃等の委託含む）	3,600 万円以上

(3) 次に掲げる合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする＜入札等取扱通知＞。

- ① 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が以下の表に掲げる区分に応じて同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、これらの額より小額な基準を設けることは差し支えない）

区 分	金 額
会計監査を受けない法人	1,000 万円
会計監査を受ける法人 ※ 会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：20 億円 ・ 建築技術・サービス：2 億円 ・ 物品等：3,000 万円

- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ア 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- イ 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成することができない場合
- ウ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- エ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- オ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- カ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

- ア 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- イ 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ウ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MR S A）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

- ④ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ア 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- イ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ウ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- エ ただし、予定価格が 1,000 万円以上の施設整備及び設備整備を行う場合は、前記イ及びウの適用は受けない。

- ⑤ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ア 物品の購入にあたり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合

イ 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合

ウ ただし、予定価格が 1,000 万円以上の設備整備を行う場合は、前記ア及びイの適用は受けない。

⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合

なお、この場合により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできないこと。

⑦ 落札者が契約を締結しないとき

なお、この場合により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと。

(4) 価格による随意契約は、3 社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2 社以上からの業者からの見積もりで差し支えないこと<入札等取扱通知>。

契約の種類	金 額
工事又は製造の請負	250 万円
食料品・物品等の買入れ	160 万円
前各号に掲げるもの以外	100 万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定にあたっては、公平性、透明性の確保に十分留意し、企画競争等を行うことが望ましいこと<入札等取扱通知>。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること<入札等取扱通知>。

(5) 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査により適正に行うこと<指導監査徹底通知>。

特に、食材費については、原則として年 1 回以上、市場価格調査又は複数業者からの見積り合せにより、適正な価格で納入されていることの確認を行うこと。

(6) 予定価格の定め方は次のとおりとすること<入札等取扱通知>。

① 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。

② 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。

(7) 「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働省事務次官通知)等に係る施設整備に係る契約については、その交付の条件によること<入札等取扱通知>。

(8) 会計監査に係る契約については、(3)(4)(6)にかかわらず、随意契約が可能であること<入札等取扱通知>。具体的には、会計監査人の選任についての第 6-6(5)を参照。

(9) 重要な契約については、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、契約

結果等を理事会に報告しなければならないこと。

(10) 理事会に内容を開示し、理事会の承認を受けた理事長と社会福祉法人との競業取引及び利益相反取引に係る計画については、相手方が理事長個人であっても社会福祉法人は理事長名で契約を行うこと<法第45条の16IVにおいて準用する一般法人法第84条>。

(11) 契約については、以上のほか、経理規程に定める手続きを遵守すること。また、決裁権者による決定行為（決裁、稟議等）を行うこと。

13. 社会福祉充実計画

(1) 社会福祉法人は、毎会計年度において、前会計年度の決算から算定した結果で社会福祉充実残額（(2)参照）が生じる場合、当該会計年度の末日において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規の社会福祉事業若しくは公益事業の実施に関する計画（社会福祉充実計画）を作成し、これを所轄庁に提出してその承認を受けなければならないこと<法第55条の2I>。

(2) 社会福祉充実残額は、次の計算式により作成すること。計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるとともに、最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること<法第55条の2I、施行規則第6条の14>。

※ 厚生労働省が「社会福祉充実残額算定シート」を作成しています。毎年度の現況報告書等作成時、このシートに決算や固定資産の額等を入力して算定することになります。

（計算式）<社会福祉充実計画承認等通知>

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」－（②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」）

① 活用可能な財産 = 資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

③ 「再取得に必要な財産」 =

【ア 将来の建替に必要な費用】

（建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率）×一般的な自己資金比率（％）

【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】

＋（建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合（％））－過去の大規模修繕に係る実績額〇円

（注1）過去の大規模修繕に係る実績額が不明な法人の特例あり。

【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】

＋ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産（②において財産目録で特定したものに限る。）に係る減価償却累計額の合計額〇円

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円

（注2）主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例あり。

(注1) これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額とすることができること。

(計算式)

建物に係る減価償却累計額×別に定める割合×{建物に係る貸借対照表価額÷(建物に係る貸借対照表価額+建物に係る減価償却累計額)}

(注2) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であつて、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合(具体的には、「再取得に必要な財産」及び「必要な運転資金」の算定の結果の合計額と、年間事業活動支出とを比較して、当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合とする。)の控除対象財産については、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、年間事業活動支出全額を控除することができること。

なお、この場合、「再取得に必要な財産」及び「必要な運転資金」の算定の結果については、控除しないこと。

(3) 社会福祉充実残額が生じることにより作成する社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと<法第55条の2Ⅲ、施行規則第6条の15>。

- ① 既存事業の充実又は新規事業(社会福祉充実事業)の規模及び内容
- ② 事業区域
- ③ 社会福祉充実事業の事業費
- ④ 社会福祉充実残額
- ⑤ 社会福祉充実計画の実施期間
- ⑥ 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先等の基本情報
- ⑦ 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ⑧ 資金計画
- ⑨ 公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人からの意見聴取年月日
- ⑩ 地域協議会等の意見の反映状況(地域公益事業を実施する場合に限る。)
- ⑪ 計画の実施期間が5か年度を超える理由等

※ 厚生労働省が「社会福祉充実計画」の様式を定めており、この様式に記入して作成することになります。

(4) 社会福祉充実計画には、次に掲げる事業の全部又はいずれかを実施するための内容を記載すること。

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

なお、社会福祉充実計画に位置付ける事業は、①から③までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならない、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること<法第55条の2Ⅳ、施行規則第6条の16>。

(5) 社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を 10 か年度以内とすることができること。

① 社会福祉充実残額の規模からして、5 か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合

② 5 か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5 か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の使途につき、明確な事業計画が定まっている場合

また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができること。

なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効すること。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があること＜社会福祉充実計画承認等通知＞。

（6）社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人の意見を聴かなければならないこと＜法第 55 条の 2 V、施行規則第 6 条の 17＞。

（7）地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、地域協議会等により当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならないこと＜法第 55 条の 2 VI＞。

（8）社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならないこと＜法第 55 条の 2 VII＞。

（9）社会福祉充実計画の承認申請は、現況報告書等の届出と同時にを行うこと。申請には、社会福祉充実計画の他、次に掲げる書類を添付すること＜法第 55 条の 2 II、施行規則第 6 条の 13＞。

① 公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人からの意見を聴取したことを証する書類

② 社会福祉充実計画を承認した評議員会議事録

③ その他必要な書類

（10）社会福祉法人は、所轄庁から社会福祉充実計画の承認を受けた後、承認された社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければならないこと＜法第 55 条の 2 XI＞。

（11）社会福祉充実計画の承認を受けた社会福祉法人は、承認された社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、変更後の社会福祉充実計画の他、（9）①～③に掲げる書類を添付して所轄庁に申請を行うこと。変更の際には計画作成時と同様の手続きが必要であることに留意すること。

ただし、次に掲げる事項以外は軽微な変更として、変更後遅滞なく所轄庁に届け出ることにより足りること＜法第 55 条の 3、施行規則第 6 条の 19・第 6 条の 20＞。

① 社会福祉充実事業の種類の変更

② 社会福祉充実事業の事業区域の変更（市町村域を超えた事業区域の変更）

③ 社会福祉充実事業の実施期間の変更

④ ①～③の他、社会福祉充実計画の重要な変更（事業費の変更にあわせて 20%を超えて社会福祉充実残額を変更する場合等）

（12）社会福祉充実計画の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認された社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難である場合には、その申請書及び事業を行うことが困

難な理由を記載した書面を添付して、あらかじめ所轄庁の承認を受けて、当該社会福祉充実計画を終了することができること<法第 55 条の 4>。

- (13) 以上の他、厚生労働省通知「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」<社会福祉充実計画承認等通知>に従って、社会福祉充実計画に係る手続きを行うこと。

1 4. 社会福祉法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 社会福祉法人は、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと<法第 34 条の 2 I>。ただし、当該社会福祉法人が当該定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要であること<法第 34 条の 2 IV、施行規則第 2 条の 5>。

- (2) 社会福祉法人は、定時評議員会の日から 2 週間前の日から計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。））をその主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間、備え置かなければならないこと<法第 45 条の 32 I・II 本文、施行規則第 2 条の 3>。ただし、当該社会福祉法人が当該計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要であること<法第 45 条の 32 II 但書、施行規則第 2 条の 3>。

- (3) 評議員及び債権者は社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができること。ただし、債権者は謄写の請求をするには、当該社会福祉法人が定めた費用を支払わなければならないこと<法第 34 条の 2 II、法第 45 条の 32 III、施行規則第 2 条の 3>。

- ① 定款及び計算書類等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧の請求又は謄写の請求
- ② 定款及び計算書類等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求

- (4) 何人（評議員及び債権者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができること。この場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならないこと<法第 34 条の 2 III、法第 45 条の 32 IV、施行規則第 2 条の 3>。

- ① 定款及び計算書類等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- ② 定款及び計算書類等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求

- (5) 社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に（社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、次に掲げる書類（(6) (7) において「財産目録等」という。）を作成し、その主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間、備え置かなければならないこと<法第 45 条の 34 I、施行規則第 2 条の 3・第 2 条の 40>。

- ① 財産目録
- ② 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- ③ 報酬等（理事、監事及び評議員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として社会福祉法人か

ら受ける財産上の利益及び退職手当)の支給の基準を記載した書類

④ 事業の概要その他の事項を記載した書類(現況報告書、事業計画書)

[参 考] 事業の概要その他の事項<施行規則第2条の41>

- ① 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ② 当該終了した会計年度の翌会計年度(以下、「当会計年度」という。)の初日における評議員の状況
- ③ 当会計年度の初日における理事の状況
- ④ 当会計年度の初日における監事の状況
- ⑤ 当該終了した会計年度(以下、「前会計年度」という。)及び当会計年度における会計監査人の状況
- ⑥ 当会計年度の初日における職員の状況
- ⑦ 前会計年度における評議員会の状況
- ⑧ 前会計年度における理事会の状況
- ⑨ 前会計年度における監事の監査の状況
- ⑩ 前会計年度における会計監査の状況
- ⑪ 前会計年度における事業等の概要
- ⑫ 前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況
- ⑬ 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
- ⑭ ⑫の社会福祉充実残額の算定の根拠
- ⑮ 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、事業計画
- ⑯ その他必要な事項

ただし、当該社会福祉法人が当該計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要であること<法第45条の34V、施行規則第2条の5>。

(6) 何人も、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次の請求をすることができること。この場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならないこと<法第45条の34Ⅲ、施行規則第2条の3>。

- ① 財産目録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- ② 財産目録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの(当該事項を印字した紙等)の閲覧の請求

ただし、役員等名簿については、評議員以外の者から請求があった場合には、役員等名簿に記載され、又は記載された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して閲覧させることができること<法第45条の34Ⅳ>。

(7) 社会福祉法人は(2)の計算書類等及び(5)の財産目録等を毎会計年度終了後3月以内に所轄庁に届け出なければならないこと<法第59条、施行規則第9条>。

事業の概要等のうち、社会福祉充実残額の算定の根拠及び事業計画を除いた事項については、現況報告書として定められた様式により届出を行うこと<事業概要等様式通知>。

以下の届出事項は、独立行政法人福祉医療機構が構築した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「システム」という。)による届出を行うことが望ましいこと<審査基準>。

- ① 計算書類

- ② 財産目録
- ③ 拠点区分資金収支明細書
- ④ 拠点区分事業活動明細書
- ⑤ 現況報告書
- ⑥ 社会福祉充実残額の算定の根拠

なお、上記①～⑥の書類のほか、令和元年度より以下の⑦～⑫の書類についてもシステムでの届出が可能となっております。可能な限りシステムによる届出をお願いします。

- ⑦ 計算書類の附属明細書
- ⑧ 事業報告及びその附属明細書
- ⑨ 監事監査報告（会計監査人設置社会福祉法人においては会計監査報告も含む。）
- ⑩ 役員等名簿
- ⑪ 役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ⑫ 事業計画（定款で作成する旨を定めている場合）

（８）社会福祉法人は次に掲げる事項をインターネットの利用により公表しなければならないこと＜法第 59 条の 2、施行規則第 10 条Ⅰ＞。

- ① 定款の内容
- ② 役員等の報酬等の支給の基準
- ③ 計算書類
- ④ 役員等名簿
- ⑤ 現況報告書
- ⑥ 社会福祉充実計画（計画を作成している場合のみ）

なお、③～⑤については、当該社会福祉法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除いて公表すること＜施行規則第 10 条Ⅲ＞。

公表は社会福祉法人のホームページ等で行うこととなるが、システムによる届出を行った上記①～⑥の事項はシステムにより公表されることで社会福祉法人が公表を行ったとみなされること。また、所轄庁が届出の内容を公表することでも社会福祉法人が公表を行ったとみなされること＜施行規則第 10 条Ⅱ＞。

（９）会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいこと＜審査基準＞。

15. 法人印及び代表者印の管理

法人印及び代表者印の管理については、管理者を定めるなど厳正に管理を行うこと＜指導監査徹底通知＞。

16. 罰 則

社会福祉法人の評議員、理事、監事及び会計監査人に対し、社会福祉法において次の罰則が設け

られています。

(1) 特別背任罪<法第 155 条>

評議員、理事又は監事（法の規定により一時的に選任された者を含む。）が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人に財産上の損害を加えたときは、7 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その未遂も罰する。

(2) 収賄罪及び贈賄罪<法第 156 条>

評議員、理事、監事又は会計監査人（法の規定により一時的に選任された者を含む。会計監査人が法人である場合は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行う者に適用する。）が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金に処する。収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処する。

(3) 社会福祉法に基づく命令違反<法第 161 条>

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- ① 社会福祉法第 57 条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つた者
- ② 社会福祉法第 62 条第 2 項又は第 67 条第 2 項の規定に違反して社会福祉事業を経営した者
- ③ 社会福祉法第 72 条第 1 項から第 3 項まで（これらの規定を第 73 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は第 72 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営した者

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、上記の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても同条の罰金刑を科する<法第 164 条>。

(4) 社会福祉法違反（以下には解散、清算、合併以外の評議員、理事、監事及び会計監査人に関する事項を記載）<法第 165 条>

評議員、理事、監事又は会計監査人（法の規定により一時的に選任された者を含む。）は、次のいずれかに該当する場合には、20 万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- ① 社会福祉法に基づく組合等登記令の規定による登記をすることを怠ったとき。
- ② 社会福祉法第 34 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 45 条の 11 第 4 項、第 45 条の 15 第 2 項若しくは第 3 項、第 45 条の 19 第 3 項、第 45 条の 25、第 45 条の 32 第 3 項若しくは第 4 項、第 45 条の 34 第 3 項の規定又は第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 3 項の規定に違反して、正当な理由がないのに、定款、会計帳簿、評議員会議事録若しくは評議員会の決議があったものとみなされた事項に係る評議員が同意の意思表示をした書面若しくは電磁的記録、理事会議事録若しくは理事会の決議があったものと

みなされた事項に係る理事が同意の意思表示若しくは監事が異議を述べないことの意味表示をした書面若しくは電磁的記録、計算書類及びその附属明細書、事業報告及びその附属明細書、監査報告、財産目録、役員及び評議員名簿、役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類、現況報告書、事業計画書に係る書類若しくは電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

- ③ 第45条の36第4項の規定に違反して、定款変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④ 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、計算書類の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- ⑤ 第34条の2第1項、第45条の11第2項若しくは第3項、第45条の15第1項、第45条の32第1項若しくは第2項、第45条の34第1項又は第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第2項の規定に違反して、定款、評議員会議事録若しくは評議員会の決議があったものとみなされた事項に係る評議員が同意の意思表示をした書面若しくは電磁的記録、理事会議事録若しくは理事会の決議があったものとみなされた事項に係る理事が同意の意思表示若しくは監事が異議を述べないことの意味表示をした書面若しくは電磁的記録、計算書類及びその附属明細書、事業報告及びその附属明細書、監査報告、財産目録、役員及び評議員名簿、役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類、現況報告書、事業計画書に係る帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。
- ⑥ 第56条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第8 社会福祉法人設立認可申請の手続き

1. 社会福祉法人設立準備会

(1) 社会福祉法人を設立しようとするときは、設立者全員が設立準備委員となり、社会福祉法人設立準備会を発足させ、法人認可に係る事務を行うこと。

(2) 設立準備会の代表者（設立代表者）は、設立準備委員の互選により選任し、設立準備会の議事録や委任状などにより代表権を明らかにしておくこと。

なお、設立準備会の中には、社会福祉法人設立当初の役員予定者全員が含まれていることが望ましいこと。

(3) 設立準備会の議事については、多数決の原理により決定し、審議した内容は議事録として書面に残すこと。

(4) 設立準備会の資金管理については、設立準備会名の預金口座を開設し、一定の資金を確保して行い、設立準備に係る経費については、設立後の社会福祉法人に負担させないこと。

また、設立準備会の資金に残余が生じたときは、設立後の社会福祉法人に引き継ぐ（寄附する）ことが望ましいこと。

2. 社会福祉法人設立認可申請

(1) 所轄庁

社会福祉法人は、定款について所轄庁の認可を受け、設立の登記をすることによって成立します<法第29条、第31条I、第34条>。

所轄庁は、認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が法第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、認可を決定します<法第32条>。

社会福祉法人の設立認可を行う所轄庁は、以下のとおりです。

社会福祉法

(所轄庁)

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が1の都道府県の2以上の市町村の区域にわたるもの及び第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

2 社会福祉法人でその行う事業が2以上の地方厚生局の区域にわたるものにあつて、厚生労働省令で定める者にあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

社会福祉法施行規則

(法第30条第2項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第1条の4 法第30条第2項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 全国を単位として行われる事業
- 二 地域を限定しないで行われる事業
- 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- 四 前各号に類する事業

(2) 施設整備等の補助金を受ける場合

補助金を受けて社会福祉施設を設置する場合の社会福祉法人の設立は、当該補助金の交付が確実にした後でなければ認められません<審査基準>。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができませんので、事前に施設認可等担当課及び施設整備担当課と十分に協議をしてください。

3. 社会福祉法人設立認可申請書類の提出先

尼崎市市長が所轄庁となる社会福祉法人を設立する場合の認可申請書類の提出先等は下記のとおりです。

(1) 提出先

尼崎市福祉局福祉部法人指導課

(〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 Tel 06-6489-6321 Fax06-6482-3512)

(2) 提出部数

正本1部、副本1部。正本は、認可後、認可書に添付して返送します。

4. 設立認可申請書類作成に当たっての留意事項

(1) 社会福祉法人設立認可申請書類一覧表(77ページ参照)のうち適宜必要な書類を一覧表の順にひも綴じ又はファイル綴じにして、提出してください。

(2) 履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書等が重複する場合には、先に添付する一部のみで結構ですが、後の添付箇所には省略した旨記載してください。

(3) 財産目録は、日付を設立当初とし、土地、建設資金、運転資金等が贈与された後の形態にしてください。

(注) 計上しないもの (資産の部) 借地、補助金

(負債の部) 独立行政法人福祉医療機構借入金(協調融資含む)

(4) 土地、建物等の表示は、登記簿上の表示と一致させてください。

(5) 土地の評価書は、不動産鑑定士の評価書、金融機関の発行する評価証明書又は市の固定資産評価書を添付してください。

(6) 預金残高証明書の現在日付は、すべて同一日のものにしてください。

(7) 印鑑登録証明書、身分証明書、不動産登記事項証明書等は、申請前3か月以内のものにしてください。

(8) 事業計画書、資金収支予算書及び施設建設計画書の内容については、施設の最低基準等に適合していなければならないので、事前に施設認可等担当課及び施設整備担当課と協議を済ませておいてください。

- (9) 設立者及び役員予定者の履歴書には、各履歴の在籍時期を明示するとともに、現在の職業、社会福祉事業の経営について識見を有する者、社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者等、役員の資格等が判読できるよう具体的に記載してください。
- (10) 申請書類の原案ができた時点で、尼崎市法人指導課と協議を行ってください。書類の補正等に相当の日数を要し、その後の設立認可申請の審査に最低1か月の日数を要します。
- (11) 申請書類一覧表に記載されている書類以外の書類の添付をお願いすることがあります。

第9 社会福祉法人設立後の手続き

1. 設立の登記

社会福祉法人の設立の登記は、設立の認可があった日から2週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければなりません（組合等登記令第2条Ⅰ）。

〔登記事項〕（組合等登記令第2条Ⅱ）

- ① 目的及び業務
- ② 名 称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 資産の総額

2. 設立登記及び贈与財産移転の完了報告

社会福祉法人は設立の登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、遅滞なく財産目録記載の贈与財産の移転を受けて、その移転を終了した後1か月以内にこれを所轄庁に報告しなければなりません（施行規則第2条Ⅳ）。

尼崎市の場合、下記の様式により提出してください。

《様式》

令和 年 月 日

尼崎市長 様

所在地

法人名

代表者

社会福祉法人〇〇〇〇の設立登記等の完了について（報告）

令和 年 月 日付尼法指指令第 号により法人設立認可のありました社会福祉法人〇〇〇〇の設立登記及び財産移転を完了しましたので、下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

1. 設立当初の財産目録
2. 法人登記事項証明書
3. 不動産登記事項証明書
4. 預金残高証明書
5. 現金等動産の受領書（写）
6. その他の固定資産明細書
7. その他財産の移転を受けたことを証明する書類

なお、土地等不動産の所有権移転登記等に際しては、社会福祉事業の用に供する旨の尼崎市の証明があれば、登録免許税の非課税措置を受けることができます（手続きについては、「6. 不動産使用証明書の交付申請手続き」を参照）。

3. 評議員、役員、評議員選任・解任委員、理事長等の選任

社会福祉法人は法人成立後遅滞なく、定款附則に記載した評議員及び役員により評議員会及び理事会を開催し、評議員、役員（理事及び監事）、評議員選任・解任委員、理事長を選任しなければなりません。定款で業務執行理事又は会計監査人を置く場合、これらも選任する必要があります（定款例）。この場合、評議員、役員、評議員選任・解任委員候補者を選定し、当該候補者から履歴書等の提出を受けて欠格事由、親族等特殊関係及び反社会勢力でないことの確認を行った後、順番に複数の会議を開催することになります。以下の開催例を参考に開催してください。開催に当たっては日時を明確に区分するとともに、それぞれの議事録を作成してください。なお、以下の例では会計監査人の選任を記載していません。

[評議員会、理事会等の開催例]

（１）定款附則に記載の役員による理事会

- ① 評議員選任・解任委員会の設置及び同委員会運営細則の制定
- ② 評議員選任・解任委員の選任
- ③ 評議員候補者の選定及び当該候補者の評議員選任・解任委員会への提案

（２）（１）②で選任された委員による評議員選任・解任委員会

- ① 評議員の選任

（３）定款附則に記載の役員による理事会

- ① 役員候補者の選定及び当該候補者の評議員会への提案

※ 監事候補者の評議員会提案については、監事の過半数の同意が必要。

- ② （４）の評議員会の日時、場所及び議案の決定

※ 評議員会の招集は開催日の７日以上前に通知しなければなりませんが、評議員全員の同意があれば、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができます。すなわち、すぐに（４）の評議員会を開催できますが、この場合、この理事会に評議員全員が陪席し、②の決定を行った際に評議員全員に同意を得てそのことを理事会議事録に記載するなど所定の手続きを行っていることを明確にしてください。

（４）（２）①で選任された評議員による評議員会

- ① 役員の選任

（５）（４）①で選任された役員による理事会

- ① 理事長の選任（必要ならば業務執行理事も）
- ② 定款細則、経理規程、就業規則、給与規程等、法人運営に係る規程の制定（法人設立時点で職員がおらず、早急に就業規則、給与規程を制定する必要があるならば、規程が必要になる時点までに理事会で制定することでも可能です）
- ③ 評議員会に提案する理事及び監事の報酬等の額の決定（定款でその額を定めていない場合。年度における報酬等の上限額の決定でも可能）
- ④ 評議員会に提案する評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準の決定
- ⑤ 法人成立時点の貸借対照表及び財産目録の承認並びにこれを評議員会に提案する旨
- ⑥ （６）の評議員会の日時、場所、議案の決定

※ （３）②と同様、評議員全員の同意があれば招集通知の手続きを行うことなく、評議員

会を開催することができます。その他注意事項は（３）②を参照してください。

※ 議案は（６）の①～③

（６）（２）①で選任された評議員による評議員会

- ① 理事及び監事の報酬等の額の決定
- ② 評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準
- ③ 法人成立時点の貸借対照表及び財産目録の承認

4. 貸借対照表及び財産目録の作成

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準に従い、法人設立の日における貸借対照表を作成しなければなりません（法第 45 条の 27 I、会計基準省令第 7 条）。また、成立後遅滞なく財産目録を作成しなければなりません（法第 45 条の 34 I、会計基準省令第 31 条）。貸借対照表及び財産目録の様式については、毎会計年度終了後 3 月以内に作成するものと同じです。

これらの書類は、設立後遅滞なく上記 3 のために開催される理事会及び評議員会の承認を受けてください。理事会及び評議員会の開催例はこの事項も含めて上記 3 に示しています。

5. 施設（建物）の所有権保存登記

施設（建物）が完成したら、表示登記を行い、その後に所有権保存登記をする必要があります。

所有権保存登記を行う際に、社会福祉事業の用に供する旨の施設所管行政庁の証明があれば、登録免許税の非課税措置を受けることができます（手続きについては、「6. 不動産使用証明書の交付申請手続き」を参照）。

6. 不動産使用証明書の交付申請手続き

（１）趣旨（登録免許税法第 4 条第 2 項）

社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関しては、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の証明書の添付があれば、登録免許税法第 4 条第 2 項の規定により登録免許税の非課税措置を受けることができます。

中核市（尼崎市）の区域内に所在する社会福祉事業の用に供する不動産については、尼崎市が証明事務を行います。

一部の児童福祉施設、精神障害者社会福祉施設及び精神障害者地域生活援助事業の用に供する不動産については、都道府県（尼崎市所在の不動産に係る証明であれば兵庫県）が証明事務を行います。

※ 詳細は、尼崎市ホームページの以下のページをご覧ください。

尼崎市ホームページ (<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/index.html>)

- 「産業・ビジネス」
- 「各種事業者の方へ」
- 「社会福祉法人・社会福祉施設等」
- 「社会福祉法人関係各種証明書交付について」
- 「不動産使用証明書の交付申請手続きについて」